（様式１）

　　年　　月　　日

大阪市長

事前協議申出者　住　所

（法人の場合は事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

大阪市地域魅力創出建築物修景事業

事前協議申出書

　下記の建築物について、大阪市地域魅力創出建築物修景事業修景補助金交付要綱第４条に基づき事前協議を申し出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物名称 |  |
| 所在地 | 住居表示：大阪市　　　　　区地名地番：大阪市　　　　　区 |
| 所有者 | 土　地：□申出者本人　□それ以外（　　　　　　　　 　　　　　　　） |
| 建　物：□申出者本人　□それ以外（　　　　　　　　 　　　　　　　） |
| 工事予定時期 | 着手予定：　　　　年　　月頃　／　完了予定：　　　　年　　月頃 |
| 工事予定金額 | 補助対象費用　金　　　　　　　　万円（全体工事費　金　　　　　　　　万円） |

確認事項（内容を確認のうえ、□に✔を入れてください。）

|  |
| --- |
| * 当該建築物の修景を実施する際には、修景カルテ※や本申出書の内容を踏まえ、当該建築物の価値・魅力の向上、または損なわれている価値・魅力の回復を図ります。
* 当該建築物の修景の完了後に、当該建築物及び当該建築物が立地する地域の魅力発信等を実施します。

※修景カルテ：修景相談要綱に基づき本市が発行する、修景を実施する際の留意点等を記載した書類をいう。 |
| 建築物又は建築物が立地する土地の所有者が申出者と異なる場合のみ、□に✓を入れてください。* 当該建築物の所有者および当該建築物が立地する土地の所有者の全員が、当該建築物で修景が実施される事と、補助金交付申請の事前協議が行われる事を承諾しています。
 |

【添付書類】

1. 補助を受けて実施する修景の内容が分かる書類

(２)委任状（事前協議を委任する場合に限る）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 電話番号 |  |
| メール |  |

連絡先(提出資料の内容について確認できる方)※申出者と異なる場合のみ記入

（様式２）

　 年　　月　　日

大阪市長

 　　 補助申請者 住 所

（法人の場合は事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　電話番号

大阪市地域魅力創出建築物修景事業

修景補助金交付申請書

 大阪市地域魅力創出建築物修景事業による修景補助金の交付を受けたいので、大阪市地域魅力創出建築物修景事業修景補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第８条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物名称 |  |
| 所在地 | 住居表示：大阪市　　　　区 |
| 地名地番：大阪市　　　　区 |
| 工事期間 | 着手予定　　　　　　　　　　　　完了予定 年　　月　　日　 　～　 　 　　　　年　　月　　日 |
| 補助対象費用 | 金　　　　　　　　　円（全体工事費：金　　　　　　　円） |
| 交付申請額 | 金　　　　　　　　　　　　　　　円 |

建築物又は建築物が立地する土地の所有者が補助申請者と異なる場合はその名称をご記入ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建築物所有者 | 　　　　　　　　　　　　　 | 土地所有者 | 　　　　　　　　　　　　　 |

要綱第５条の補助事業の要件に基づく確認事項（確認されましたら、□にチェックを入れてください。）

|  |
| --- |
| * 要綱第５条第１項第１号から第５号の補助要件を全て満たしています。
 |

要綱第10条に基づく確認事項（確認されましたら、□にチェックを入れてください。）

|  |
| --- |
| 　□　暴力団の利益になるような申請ではありません。　（注意１）暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。　（注意２）暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。□　補助申請建築物が公序良俗に反して利用等される恐れはありません。 |

〈添付書類〉裏面参照

〈添付書類〉

（１）事業計画書（様式２別紙）

（２）付近見取図

（３）現況写真

（４）設計図書（配置図、補助事業に係る部分の平面図、立面図及び断面図その他これらに相当する図書で、補助事業の内容がわかるよう、材料や色彩等の記入がされているもの）

（５）補助事業の費用に係る見積書

（６）公図

（７）登記事項証明書（補助事業を行う土地及び建築物）

（８）建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築確認済証（補助事業として建築確認申請の必要な工事を行おうとする場合に限る）

（９）補助金の交付を申請しようとする者と補助事業を実施する建築物の所有者又はその建築物が立地する土地の所有者が異なる場合に、そのすべての者が、当該補助金の交付を申請しようとする者による補助事業について承諾していることを証する書面（以下「承諾書」という。）

（10）前号の承諾書に係る印鑑登録証明書等

（11）第５条第４号及び同条第５号を証明するもの

（12）委任状（申請の手続きを委任する場合に限る）

（13）工事に未着手であることを証する書類（第1項ただし書きに基づき補助金交付申請を行う場合に限る）

（14）その他市長が必要と認めるもの

※（６）（７）（10）（11）については、補助金交付申請書の提出時点で、原則発行から3か月以内のもの。

※原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めることがある。

（様式２別紙）

事業計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1.設計者 | 住所 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL  |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX  |
| 2.施工者 | 住所 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL 　 |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX  |
| 3.建築物概要 | 建築物名称： |
| 建築年：　　 |
| 構造： |
| 4.修景内容 |  |
|  |
|  |
| 5.設計期間 | 　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 6.工事期間 | 　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 7.資金計画 | 項　　　　目 | 金　額（円） |
| 支出 | 補助対象費用 |  |
| 補助対象以外の費用 |  |
| 合計（全体工事費） |  |
| 資金 | 自己資金 |  |
| 修景補助金 |  |
| 合計 |  |

※事前協議の結果に基づく計画であること

（様式３）

 大 都 整　第 　　　　号

 　年　　月　　日

 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 大阪市長

大阪市地域魅力創出建築物修景事業

修景補助金交付決定通知書

 　　 年 月 日付けで交付申請のあった補助金について、大阪市地域魅力創出建築物修景事業修景補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第９条第１項の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

１　補助金の交付の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 建築物名称 |   |
| 所在地 | 住居表示：大阪市　　　　区 |
| 地名地番：大阪市　　　　区 |
| 交付決定額 | 金 円 |

２　補助金の交付の条件

（１）補助事業の内容、又は補助対象費用の配分を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合には、市長の承認を受けなければなりません。（要綱第13条第２項に規定する軽微な変更を除く。）

（２）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。

（３）市長が、補助金の適正な執行を確保するため、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力しなければなりません。

（４）交付決定に係る事業が完了した場合においては、速やかに大阪市長に届け出なければなりません。

（５）補助金交付申請書を提出する年度内に補助金の請求をしなければなりません。

（６）補助事業者は、要綱に基づく補助金の交付を受けて修景した部分については、要綱第20条第1項に基づく額の確定の通知の日（以下「額の確定通知日」という。）から第25条第３項の規定による処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）が経過するまでの間、適切に維持管理しなければなりません。

（７）補助事業に係る費用を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、額の確定通知日から５年間保存しなければなりません。

（８）本市が実施する大阪市地域魅力創出建築物修景事業（以下「本事業」という。）の情報発信や事業検証等の本事業の推進に向けて必要な取り組みに協力してください。

（９）その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第７号）及び要綱の規定を遵守しなければなりません。

（10）処分制限期間において、補助対象建築物を活かした魅力発信等について第４条第１項の規定による事前協議の内容及び第９条第１項の規定による補助金の交付の条件に基づいて実施しなければなりません。

３　その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日から起算して30日以内に申請を取り下げることができます。

（様式４）

 　　　　　 大 都 整　第　　　　　号

 　年 月 日

 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 大阪市長

大阪市地域魅力創出建築物修景事業

修景補助金不交付決定通知書

 年 月 日付けで交付申請のあった補助金について、大阪市地域魅力創出建築物修景事業修景補助金交付要綱第９条第３項の規定により、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

 記

補助金不交付の決定理由

(様式５)

 年　　月　　日

大阪市長

補助事業者 住 所

（法人の場合は事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

大阪市地域魅力創出建築物修景事業

修景補助金交付申請取下書

 　　年　　月　　日付け大都整　第 　　号で交付決定の通知を受けた補助金について、下記のとおり交付申請を取り下げたいので、大阪市地域魅力創出建築物修景事業修景補助金交付要綱第11条第１項の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

１　補助金交付決定通知書を受け取った日　　　　　　 　　年　　月　　日

２　取下げの理由

(様式６)

大 都 整　第 　 　　号

 　　　　　 年　　月　　日

 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 大阪市長

大阪市地域魅力創出建築物修景事業

修景補助金交付申請取下承認通知書

 　　 年 月 日付けで取下書の提出がありましたので、大都整　第 　　号で交付決定を行った補助金については、取下げを承認し、補助金の交付の決定はなかったものとします。

（様式７）

 年　　月　　日

大阪市長

補助事業者 住 所

（法人の場合は事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

大阪市地域魅力創出建築物修景事業

工事着手届

 　　　　年　　月　　日付け大都整　第 　　号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおり着手しましたので、大阪市地域魅力創出建築物修景事業修景補助金交付要綱第12条第１項の規定により届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物名称 | 　 |
| 所在地 | 住居表示：大阪市　　　　区 |
| 地名地番：大阪市　　　　区 |
| 工事請負契約日 |  　 年 　 月 　 日 |
| 工事着手日 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 工事完了予定日 |  　 年 　 月 　 日 |
| 工事責任者（連絡先） | 氏名 |
| （日中の連絡先）電話番号 |
| （緊急連絡先）電話番号 |

〈添付書類〉

1. 工事契約書、注文書及び請書又はその他工事に係る契約を締結したことを示す書類

※原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示をもとめることがある。

（２）工事工程表

（様式８）

 年　　月　　日

大阪市長

補助事業者 住 所

（法人の場合は事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

大阪市地域魅力創出建築物修景事業

修景補助金交付変更等申請書

 　　 年 月 日付け大都整　第 　　号で交付決定の通知を受けた補助金について、下記のとおり変更等を行いたいので、大阪市地域魅力創出建築物修景事業修景補助金交付要綱第13条第１項の規定により申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
|  変更等の内容 | □補助事業の変更　　　　　　　□補助金の額の変更□補助事業の中止又は廃止　　　□その他（　　　　　　　　） |
|  変更等の理由 |  |
|  事業完了予定日 | 　　 　 年 　 　月 　 　 日 |
|  全体工事費 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| (　　　　　　　　　　　　　　　　円) |
|  補助対象費用 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| (　　　　　　　　　　　　　　　　円) |
|  交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| (　　　　　　　　　　　　　　　　円) |

 （ ）内は変更前の額

〈添付書類〉

 (1)変更前と変更後の違いを明示した書類

（様式９）

 大 都 整　第　　　　　号

 　 年　　月　　日

 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 大阪市長

大阪市地域魅力創出建築物修景事業

修景補助金交付変更等承認決定通知書

 　　 年 月 日付けで申請のあった補助事業の[変更・中止又は廃止]について、当該申請の内容を審査した結果、下記のとおり[変更・中止・廃止]を決定したので、大阪市地域魅力創出建築物修景事業修景補助金交付要綱第14条第1項の規定により通知します。

記

１ ［変更・中止・廃止］に係る補助事業の内容は、　　 年 月 日付け補助金交付変更等申請書記載のとおりとする。

２ 変更に係る補助金の額は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 既交付決定額 | 金 円 |
| 変更交付決定額 | 金 円 |
| 変更増△減額 | 金 円 |

３ 変更に係る補助金の交付の条件

（様式10）

 大 都 整　第　　　　　号

 　年　　月　　日

 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 大阪市長

大阪市地域魅力創出建築物修景事業

修景補助金交付決定取消等通知書

 　　 年 月 日付け大都整　第 　　号にて交付の決定をした大阪市地域魅力創出建築物修景事業修景補助金については、下記のとおり決定の［取消し・変更］をしたので、大阪市地域魅力創出建築物修景事業修景補助金交付要綱第15条第２項の規定により通知します。

記

 １ ［取消し・変更］の内容

 ２ ［取消し・変更］の理由

（様式11）

 年　　月　　日

大阪市長

　補助事業者 住 所

（法人の場合は事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

大阪市地域魅力創出建築物修景事業

工事完了実績報告書

 　　 年 月 日付け大都整　第 　　号で補助金の交付の決定を受けた補助事業が下記のとおり完了したので、大阪市地域魅力創出建築物修景事業修景補助金交付要綱第19条の規定により報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物名称 |   |
| 所在地 | 住居表示：大阪市　 　　区 |
| 地名地番：大阪市　 　　区 |
| 事業期間 | 着　　手 完　　了 年　　月　　日　～　 　　　　年　　月　　日 |
| 補助対象費用 | 金　　　　　　　　　円（全体工事費：金　　　　　　　円） |
| 補助金交付決定額 | 金 円 |
| 補助金精算額 | 金 円 |

〈添付書類〉

(1)工事契約に係る領収書及びその他支払いを証明する書類

※原本の写しが提供された場合、その原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めるこ

とがある。

(2) 工事記録写真

(3) 工事完成写真

(4) 第５条第３号を証する書類として市長が適当と認める書類

（様式12）

大 都 整　第　　　　　号

 　年　　月　　日

 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 大阪市長

大阪市地域魅力創出建築物修景事業

修景補助金額確定通知書

 年 月 日付け大都整　第 　　号にて交付の決定をした 大阪市地域魅力創出建築物修景事業修景補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので、大阪市地域魅力創出建築物修景事業修景補助金交付要綱第20条第１項の規定により通知します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 建築物名称 |   |
| 所在地 | 住居表示：大阪市　　　区 |
| 地名地番：大阪市　　　区 |
| 補助金確定額 | 金 円 |

※この補助金は、課税対象となり、税の申告が必要な場合があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。

 (様式13)

 年　　月　　日

大阪市長

 申請者　　　　住 所

 　（補助事業者）

大阪市地域魅力創出建築物修景事業

　財産処分承認申請書

 年 月 日付け大都整　第 　　号で交付決定の通知を受け、補助事業により整備した部分を下記のとおり処分したいので、大阪市地域魅力創出建築物修景事業修景補助金交付要綱第26条第１項の規定により申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物名称 |  |
| 所在地 | 住居表示：大阪市　　　　　区 |
| 地名地番：大阪市　　　　　区 |
| 完成年月日（処分制限期間） |  年 月 日　（処分制限期間　　　　　　　年） |
| 全体工事費 | 金 円 |
| 補助金交付決定額 | 金 円 |
| 補助金確定額 | 金　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金精算額 | 金 円 |
| 自己負担額 | 金 円 |
| 処分区分・目的 |  |
| 処分の相手方・処分後の管理 |  |
| 処分の対価 | 　　　　　　　　　　 金 円（目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること） |